

プラスチック再資源化事業者の選定に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月4日

倉敷市

# 目 次

<b>第 1 公募型プロポーザル実施要領等の定義</b> .....	1
<b>第 2 事業の内容に関する事項</b> .....	2
<b>第 3 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	6
1 事業者の選定方法 .....	6
2 参加に関する留意事項 .....	6
(1) 参加者 .....	6
(2) 参加者の資格 .....	6
(3) 参加資格の確認 .....	7
3 事業者の募集及び選定の手順.....	7
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定） .....	7
(2) 応募手続き等 .....	7
<b>第 4 契約手続きに関する事項</b> .....	12
1 契約の条件 .....	12
2 費用負担 .....	12
3 契約保証金 .....	12
4 その他 .....	12
<b>第 5 処理費の算定方法</b> .....	13
1 支払対価の構成 .....	13
2 物価変動による改定 .....	14
<b>第 6 その他の事項</b> .....	15
1 情報提供 .....	15
2 問合せ先 .....	15

## 第1 公募型プロポーザル実施要領等の定義

倉敷市（以下「市」という。）は、プラスチック使用製品廃棄物の一括回収について、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用すべく、「プラスチック再資源化事業」を民間事業者への公募により実施することとした。

本要領は、市が本事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、企画提案を応募しようとする者に配布するものである。

なお、本要領に併せて配付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、契約書(案)、その他これらに付属又は関連する資料（以下「本要領等」という。）も本要領と一体の資料とする。

また、本要領等と先に市が実施した「プラスチック一括回収に関するサウンディング型市場調査」との間に異なる点がある場合には、本要領等の規定が優先するものとする。

## 第 2 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称：

プラスチック再資源化事業

(2) 事業目的

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まっており、令和 4 年 4 月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 3 年法律第 60 号)(以下「法」という。)が施行された。

一方、市ではペットボトルを除くプラスチック使用製品廃棄物を燃やせるごみとして収集しており、家庭ごみ組成分析調査によると、令和 5 年度に約 1.6 万トン焼却処理している。

本事業では、プラスチック使用製品廃棄物を資源化することで、プラスチックの資源循環を図るとともに、焼却量の減少による温室効果ガス排出量の削減や環境負荷の低減に取り組むことを目的とする。

(3) 事業概要

1) 事業方式の決定

市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の 2 つの方法で再商品化することが可能となった。

- ① 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に規定する指定法人(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託し、再商品化を行う方法(以下「指定法人ルート」という。)
- ② 法第 33 条第 1 項に基づき市が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法(以下「大臣認定ルート」という。)

市は、上記の 2 つの方法のうち、選別や圧縮、再商品化等の高度なりサイクル施設を有し豊富な経験を有する参加者から、安定的かつ効率的な処理体制や処理工程について創意工夫のある企画提案を受け、審査の結果、評価点が最も高い参加者からの提案に基づき、当該参加者と協議のうえ事業方式を決定する。

2) 企画提案の範囲

企画提案の範囲は、2 つの方法により異なり、赤枠の範囲の業務について提案すること。

① 指定法人ルートによる提案を行う場合

市がごみステーション及び倉敷・児島・玉島・水島の各環境センターで回収したプラスチック使用製品廃棄物を、参加者が倉敷市内に保有する中間処理施設で受入れをした

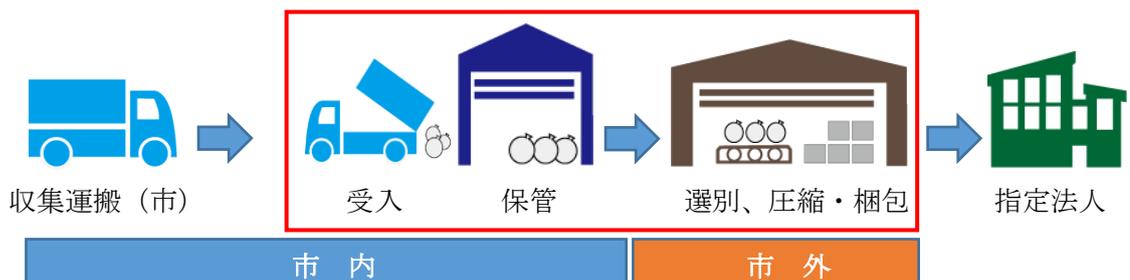
後、貯留、選別し、指定法人から示されている「市町村からの引き取り品質ガイドライン」のペール寸法、重量等の内容と適合するよう圧縮・梱包した「分別基準適合物」として保管し、指定法人へ引渡しを行う。

なお、市外の施設において再商品化処理を行う場合、参加者が保有する市内の積み替え保管施設又は中間処理施設で受入れを行った後、当該施設から参加者の保有する市外の施設に参加者自ら搬送し処理を行うことも可能とする。

① 市内で受入、選別、圧縮・梱包し、指定法人に引き渡しを行う手法



② 市内で受入、保管後、市外の施設で選別、圧縮・梱包し、指定法人に引き渡しを行う手法



× 市外で受入、選別、圧縮・梱包し、指定法人に引き渡しを行う手法

本募集では提案対象外



② 大臣認定ルートによる提案を行う場合

市がごみステーション及び倉敷・児島・玉島・水島の各環境センターで回収し参加者が倉敷市内に保有する再商品化施設に搬入したプラスチック使用製品廃棄物を貯留・選別し、再商品化計画に従い、再商品化を行う。

なお、市外の施設において再商品化処理を行う場合、参加者が保有する市内の積み替え保管施設又は中間処理施設で受入れを行った後、当該施設から参加者の保有する市外の施設に参加者自ら搬送し処理を行うことも可能とする。

③ 市内で受入、選別、(圧縮・梱包：省略可) 再商品化を行う手法



④ 市内で受入、保管後、市外の施設で選別、(圧縮・梱包：省略可) 再商品化を行う手法



⑤ 市内で受入、選別、(圧縮・梱包：省略可) 後、市外の施設で再商品化を行う手法



× 市外で受入、選別、(圧縮・梱包：省略可) 再商品化を行う手法

本募集では提案対象外



3) 事業期間及び契約期間

事業期間：令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

契約期間：契約日から令和 20 年 3 月 31 日まで

4) 業務規模概算額 (上限額)

2,500,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

5) 大臣認定ルートによる契約に関する特記事項

再商品化計画の期間は最長で3年とされており、継続して再商品化を実施する場合であっても、新規申請と同様の手続きによる認定の取得が必要となる。

市が大臣認定ルートによる提案を選定した場合、本事業の契約締結後、市は国に再商品化計画の認定申請を行うこととなるが、再商品化計画の認定を受けることができなかった場合（取り消し処分を含む）、当該契約を解除又は解約するものとする。また、参加者においては、認定を受けるために設備投資を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがあるのでご留意いただきたい。ただし、再商品化計画の認定を受けることができなかった（取り消し処分を含む）原因が市に帰すべき事由によるものである場合、市は受注者に対し、生じた損失（ただし得べかりし利益を除く）について賠償の責を負うものとする。

再商品化計画の認定を受けることができた場合、当該契約は認定再商品化計画の条件に従い変更する場合がある。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の選定方法

本事業においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあり、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価し、受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式により行う。

#### 2 参加に関する留意事項

##### (1) 参加者

参加者の構成等は、次のとおりとする。

- 1) 参加者は、プラスチック使用製品廃棄物の中間処理（選別・圧縮・梱包）を行い、再商品化を行う指定法人へ適切に引き渡す能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業・団体の共同体）又は中間処理及び再商品化事業の両方を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業・団体の共同体）とする。なお、中間処理及び再商品化事業を行う能力とは、企画提案書提出時点（評価時点）で施設、許可等を有していなくても、計画上、実施までにこれらを見込めるのであれば、参加資格を満たすと判断する。
- 2) グループで参加する場合は、代表者を1社選定すること。また、各構成員は本募集に関する2以上のグループの構成員になることはできない。参加申込書の提出締切後における代表者の変更及び構成団体の変更は原則として認めない。
- 3) 選定後に新会社を設立する場合、契約締結時までに新会社を倉敷市内に設立し、印鑑証明書、商業登記簿謄本、および出資者保証書を市に提出すること。構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定するものとする。なお、構成企業は新会社に必ず出資し、代表企業の出資比率は50%超であることとする。

##### (2) 参加者の資格

参加者の構成企業は、次の要件を満たしていなければならない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2) 賦課されているすべての税（国税、地方税）を滞納していないこと。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

- 5) 参加意向申出書の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第2号に定める受注者の基準に適合していること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加申込書の提出期限の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に参加者の構成企業が(1)もしくは(2)の要件を欠くこととなる事態が生じた場合、当該参加者は失格とする。

3 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 募集・選定スケジュール（想定）

日程	項目
令和7年 7月 4日（金）	公募開始
7月 11日（金）	説明会の開催
7月 10日（木）～ 7月 29日（火） 17時15分まで	参加申込書の提出期間
8月 5日（火）	参加資格確認結果の通知
7月 23日（水）～ 29日（火） 17時15分まで	質問の受付期間
8月 5日（火）	質問の回答
9月 8日（月）～ 9月 12日（金） 17時15分まで	企画提案書の提出期間
9月 12日（金） 17時15分まで	企画提案書提出辞退書の提出期限
9月 22日（月）（予定）	ヒアリング
9月 25日（木）（予定）	優先交渉権者の決定及び公表
10月 9日（木）（予定）	契約の締結

(2) 応募手続き等

1) プロポーザル実施要領等の公表

- ① 公表方法:実施要領については、資源循環推進課のホームページで公表する。
- ② 公表期間:令和7年7月4日（金）～令和7年7月29日（火）

2) 説明会

- ① 開催日時: 令和7年7月11日（金） 11時～12時
- ② 開催場所: 倉敷環境センター2階会議室（倉敷市白楽町424）
- ③ 出席人数: 1グループ4名までとする。
- ④ 環境センターに駐車場はありません。倉敷市役所本庁舎の駐車場を利用してください。

3) 参加申込書及び参加資格審査書類の受付

次により参加申込書及び参加資格審査書類を受付ける。

① 受付期間：令和7年7月10日（木）から令和7年7月29日（火）まで

② 受付時間：8時30分～17時15分

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

③ 受付場所：倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

④ 提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。

⑤ 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 構成企業一覧表（様式2）

ウ 委任状（様式3）

エ その他添付書類

a) 会社概要

b) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近3年分）

c) 完納証明書（法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税に関する完納証明書並びに県税及び市町村税の納税義務者にあつては当該完納証明書）

4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和7年8月5日（火）に参加者の代表企業に対し、連絡の上、書面にて通知する。

なお、参加資格を確認された参加者数等については公表しない。

5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

① 参加資格がないと認められた者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。回答については、受付してから10開庁日以内に書面にて回答する。

② 受付期間：令和7年8月5日（火）～令和7年8月8日（金）

③ 受付時間：8時30分～17時15分

④ 受付場所：倉敷市西中新田 640 番地

倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

⑤ 提出書類：参加資格がないと認めた理由の説明請求書（様式4）

⑥ 提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。

6) 企画提案書提出の辞退

参加資格があることを確認された参加者が企画提案書の提出を辞退する場合は、次により企画提案書辞退書を受付ける。なお、企画提案書の提出を辞退した者について、これを理由として以後の市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

- ① 受付期間：令和7年9月8日（月）～令和7年9月12日（金）
- ② 受付時間：8時30分～17時15分  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。
- ③ 受付場所：倉敷市西中新田 640 番地  
倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課
- ④ 提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。
- ⑤ 提出書類：企画提案書辞退書（様式7）

7) 質問書の受付及び市からの回答

実施要領及び業務概要の内容等に関する質問書を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和7年7月23日（水）から令和7年7月29日（火）
- ② 受付時間：8時30分～17時15分  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。
- ③ 提出方法：質問書の提出方法は、様式集の様式6に記入の上、電子メールに添付し、下記の市のE-mailアドレスに提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。  
○事務局：倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課  
○電話番号：(086) 426-3375  
○E-mail：[gwst@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:gwst@city.kurashiki.okayama.jp)
- ④ 提出書類：質問書（様式6）  
市からの回答：参加資格があると認められた参加者の代表企業に対して構成企業一覧表（様式2）に記載された電子メールアドレスあてに送信する。なお、提出者名は公表しない。
- ⑤ 回答日：令和7年8月5日（火）

8) 企画提案書等（一式）の提出

参加者は、次により企画提案書類を提出すること。

- ① 受付期間：令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）  
8時30分～17時15分  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。
- ② 受付場所：倉敷市西中新田 640 番地  
倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課
- ③ 提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。
- ④ 提出書類  
提出書類は次のとおりとし、企画提案申請書及び見積書は1部、その他書類は各正1部副10部を提出する。提出書類を電子データとしてCD-ROMにより1部提出すること。  
ア 企画提案申請書（様式5）  
イ 企画提案書（任意様式）  
企画提案書には、必要に応じて次の書類を添付すること。

a) 施設概要

b) 図面

- ・ 施設全体平面図
- ・ 動線計画図
- ・ 建築立面図（東西南北の各方向）
- ・ 建築断面図（3面程度）
- ・ 各階機器配置平面図（施設全体平面図と兼ねても良い）
- ・ 機器配置断面図（3面程度：建築断面図と兼ねても良い、ただし本図は主要機器の名称が判断できるものであること）
- ・ 設備フローシート

ウ 見積書（様式8）

⑤ 企画提案書の作成要領

企画提案書は日本工業規格「A4番」縦置き横書き又は「A3番」横置き横書きとし、左綴じとする。「A3番」の書類は「A4番」サイズに折り込むこと。

見積書は、封筒に入れ厳封し、封筒の表に代表企業名等を記入すること。

企画提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

行、列、余白等のサイズは指定しない。

企画提案書は1冊に綴じ、各ページの下に通し番号を振ること。

⑥ 見積金額記載要領

参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を見積書に記入すること。

処理委託料の算定方法（処理単価の設定）については、「第5 処理費の算定方法」を参照すること。

⑦ 企画提案書の受付

ア 提出された企画提案書がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は受理しない。

イ 企画提案書の確認に当たって、市が必要と判断した場合、参加者に当該書類の内容等について確認を行うことができる。

9) ヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを次により実施する。

① 開催日（予定）：令和7年9月22日（月）（詳細は、追って通知する。）

② 開催場所：倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所水道局3階会議室

- ③ 審査方法： 提出された企画提案書は事前に委員に配付し、審査委員会では、持ち時間 20 分でプレゼンテーションを行っていただき、その後、選定委員会委員により 15 分間の質疑応答を行う。

プレゼンテーションの方法は、提出書類による口頭説明又は大型モニターへの投影による説明とする。

プレゼンテーションの説明時には、企画提案書の概要版として委員に伝わりやすい内容となるよう編集した資料を使うことができる。ただし、企画提案書に記載のない事項については、プレゼンテーション用資料に掲載しないこと。

各委員は、参加者からのプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ採点を行う。審査は、評価基準に基づき総合的に審査し、評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、2 番目に高い者を次点交渉権者とする。

10) 優先交渉権者、次点交渉権者の決定及び公表

市は、落札者決定基準に従い評価し、落札者を決定する。落札者が決定した際には、結果を市のホームページにて公表する。

- ① 公表日（予定）：令和 7 年 9 月 25 日（木）

## 第4 契約手続きに関する事項

### 1 契約の条件

市は、優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、別紙 契約書（案）を基に契約を締結する。

委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

### 2 費用負担

印紙代など、契約書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

### 3 契約保証金

契約保証金は、倉敷市財務規則第 173 条により、1 年度当たりの契約金額（契約単価に 1 年度当たりのプラスチック使用製品廃棄物搬入設定量を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第 175 条に該当する場合は、契約保証金を減免する。

### 4 その他

市と優先交渉権者の間で契約の締結に至らない場合、市は次点交渉権者と契約交渉を行う。

## 第5 処理費の算定方法

### 1 支払対価の構成

本事業実施にあたって、市が受注者へ支払う対価の構成は次のとおり。

#### (1) 中間処理及び再商品化業務に係る対価

市は、プラスチック使用製品廃棄物の中間処理及び再商品化業務に係る対価を委託料として支払う。

委託料は、変動料金（廃棄物の処理量に応じて変動）として、トン当たり単価を提案すること。なお、単価を設定するには、再商品化製品の売却費用・収益、残渣の処理費用等を含めること。

再商品化費用については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定めるペットボトル以外のプラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）は市負担比率（全負担分の1%）を、プラスチック使用製品廃棄物（容器包装プラスチックを除く）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもので、一片が50cm以下のもの（以下「製品プラスチック」という。）は全負担分（100%）を計上すること。

指定法人ルートによる提案を行う場合、再商品化の単価は、容器包装リサイクル協会が公表する令和6年度平均落札単価の実績を基に市が設定した単価を記載すること。

提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

委託料の構成は次のとおり。

表 委託料の構成

単位：円/t

区分		処理量	単価（提案）	市負担率	処理費用合計
中間処理		5,000t		100%	
再商品化	容器包装プラスチック	4,050t		1%	
	製品プラスチック	450t		100%	

#### (2) 廃棄物搬入見込量の設定

処理する廃棄物の搬入見込量を次のとおり設定する。

表 見積価格算定に用いる廃棄物搬入設定量 単位：t/年

内容	1年度当たりの搬入設定量
中間処理	5,000
再商品化（容器包装プラスチック）※	4,050
再商品化（製品プラスチック）※	450

※再商品化の処理量は、中間処理量 5,000 t より、異物 500 t を除いた量とする

- (3) 指定法人ルートによる提案を行う場合の再商品化単価の設定  
 見積価格算定に用いる再商品化単価は次のとおり設定する。

表 見積価格算定に用いる再商品化単価 単位：円/t

内容	再商品化単価（税抜き）
再商品化（容器包装プラスチック）	60,000
再商品化（製品プラスチック）	63,000

## 2 物価変動による改定

### (1) 処理委託料の改定

#### ① 改定の条件

処理委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定することができるものとし、企画提案書で参加者が提案した金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、受注者は指数について、市へ書面により毎年報告を行う。

毎年、②に示す最新の指数に基づき算定を行い、見直しの有無を踏まえて翌年度の処理委託料を確定する。改定された処理委託料は、翌年度の支払金額に反映させる。

#### ② 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数は、毎月の「消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）」のサービスの 10 月～9 月の平均とする。なお、消費税の税率変更となった場合に消費者物価指数は消費税込みの指数のため、消費税の増加分を考慮した算定を含めて適切に対応すること。

#### ③ 改定の計算方法

処理委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

※実際の改定委託料の算定において、小数第 1 位以下を切捨て単位止めとする。

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは処理委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left( \frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

※当該指数については上記②に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年の前年の10月から締結年の9月までにおける当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の受注者への支払に係る消費税及び地方消費税については、市が改正内容にあわせて負担する。

(3) 大臣認定ルートによる契約に関する処理委託料の改定

法第34条により認定を受けた者は、同条第2項第1号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。そのため、処理委託料の改定を決めた場合、速やかに変更申請を行い、認定後に契約の変更を行うこととなる。

## 第6 その他の事項

1 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

2 問合せ先

倉敷市環境局資源循環部資源循環推進課

〒710-8565

岡山県倉敷市西中新田 640 番地

電 話 (086) 426-3375

F A X (086) 421-0144

E-mail gwst@city.kurashiki.okayama.jp